

3教高第768号
3教特第318号
3教体第373号
令和4年2月14日

各県立学校長 様

高校教育課長
特別支援教育課長
体育保健課長
(公印省略)

まん延防止等重点措置の適用を受けた対応について【2月10日現在】（通知）

新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について、御協力をいただき感謝申し上げます。
さて、本県へのまん延防止等重点措置の適用後、新規感染者数は減少の兆しが見られますが、依然として高い水準にあります。県では、別添知事会見資料のとおり、まん延防止等重点措置（対象区域：県下全域）を3月6日まで延長することになりました。
ついては、各校においては、下記のとおり対応願います。
なお、「まん延防止等重点措置の適用を受けた対応について【1月26日現在】（通知）」（令和4年1月26日付け3教高第721号、3教特第295号）及び「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」令和4年2月3日付け3教高第745号、3教特第304号、3教体第363号）につきましては、廃止いたします。

記

1 学校活動

- (1) 児童生徒本人はもとより、同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合は、登校は控えるよう徹底すること。
- (2) 原則として分散登校又は時差登校を実施すること。ただし、離島地域などでは、生徒数、生徒の通学時の交通手段等に応じて通常登校も可とする。
また、県立高校3年生（4年生）及び県立中学校3年生については、分散登校や時差登校の対象としないことも可とする。特別支援学校においては、万全な感染症対策を講じた上で、原則、通常登校とする。ただし、地域や学校の実情に応じて、分散登校や時差登校を検討すること。
- (3) 複数学年や複数学級が交わるような行事や集会等については、感染発生時の影響を最小限に留める（分断点を作る）よう適宜配慮して実施すること。
- (4) 音楽の合唱・合奏、理科の実験、体育の密集する運動・組み合ったり接触したりする運動などの感染リスクの高い活動は中止又は座学へ振り替えるなど、実施を慎重に検討すること。

- (5) 卒業式の対応については、「新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における令和3年度卒業式と令和4年度入学式の対応について（通知）」（令和4年1月18日付け3教高第704号、3教特第281号）に基づき、感染対策を講じたうえで実施すること。

2 部活動

部活動は中止とする。（～3月6日） ※公式戦への参加や準備を除く

なお、部活動の取扱いについては、令和4年2月10日付け3教文第1226号、3教体第375号の通知内容を確認すること。

3 その他

- (1) 上記1以外の教育活動については、「県立学校における新型コロナウイルス感染症に係る対応について【1月18日現在】（通知）」（令和4年1月18日付け3教高第708号、3教特第287号、3教体第342号）に沿った対応を引き続き講じること。
- (2) 別添の「新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和4年2月10日 知事記者会見資料）の内容を必ず確認し、適切に対応すること
- (3) 会食・県外訪問の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症にかかる会食・県外訪問等の取扱いについて（通知）」（令和4年1月27日付け3教高第726号、3教特第296号）に基づいて対応するよう、会計年度任用職員を含めたすべての職員に対し周知徹底願います。



3教文第1226号

3教体第375号

令和4年2月10日

各県立学校長 様

学芸文化課長

体育保健課長

(公印省略)

県立学校における令和4年2月14日以降の部活動の取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症は、全国的に多くの県で過去最多の感染者数が確認される中、本県においては、県内全域を対象区域とする「まん延防止等重点措置」の期間が、3月6日まで延長することになりました。

については、接触機会の低減（感染リスクの低減）及び感染発生時の影響を最小限に留める（分断点を作る）など、より強い行動制限の継続が必要であるため、令和4年1月31日付け3教文第1176号、3教体第356号により通知した取扱いを継続することとし、期間を、令和4年3月6日（日）までに変更します。

※令和4年2月14日（月）以降、下記に基づいた取組をお願いします。

記

部活動の取扱いについて（令和4年2月14日以降）

○令和4年3月6日（日）まで、部活動は中止とする。

ただし、大会への参加については、全国・九州の競技団体・高体連・高野連・高文連・中体連・中文連（中体連・中文連は郡市町含む）が主催・共催・後援する公式大会等への出場のみとし、準備のための練習等については、校長の判断のもと、生徒の安全確保の観点から、公式大会の概ね3週間前より、必要最小限の人数で、平日2時間程度の自校での活動のみとする。

（※県内における大会への参加は、上記の全国・九州大会に直接つながる予選大会のみ可とする。なお、シード決めや強化を目的とした大会への参加は不可。）

その際、土日及び休業日の活動は中止とし、近距離で組み合わせることが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動、室内で生徒同士が近接距離で行う合唱や管楽器演奏等の感染リスクの高い活動は行わないこと。

なお、練習の際は、これまでの通知に基づき、健康観察や基本的感染防止対策等の徹底に十分留意すること。



3教文第1176号

3教体第356号

令和4年1月31日

各県立学校長 様

学芸文化課長

体育保健課長

(公印省略)

県立学校における令和4年2月1日以降の部活動の取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症は、全国的に多くの県で過去最多の感染者数が確認される中、本県においては、1月26日よりまん延防止等重点措置区域が県下全域に拡大されましたが、これまでにない規模・速度で爆発的に感染が拡大している状況が続いています。

つきましては、オミクロン株は感染力が強く、かつ感染の広がりが特定しづらいことを踏まえ、接触機会の低減（感染リスクの低減）及び感染発生時の影響を最小限に留める（分断点を作る）など、県下全域でより強い行動制限の取組を講じる必要があるため、令和4年2月13日（日）まで、部活動は中止とし、令和4年2月1日（火）より、下記に基づいた取組をお願いします。

記

部活動の取扱いについて（令和4年2月1日以降）

○令和4年2月13日（日）まで、部活動は中止とする。

ただし、大会への参加については、全国・九州の競技団体・高体連・高野連・高文連・中体連・中文連（中体連・中文連は郡市町含む）が主催・共催・後援する公式大会等への出場のみとし、準備のための練習等については、校長の判断のもと、生徒の安全確保の観点から、公式大会の概ね3週間前より、必要最小限の人数で、平日2時間程度の自校での活動のみとする。

（※県内における大会への参加は、上記の全国・九州大会に直接つながる予選大会のみ可とする。なお、シード決めや強化を目的とした大会への参加は不可。）

その際、土日及び休業日の活動は中止とし、近距離で組み合わせることが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動、室内で生徒同士が近接距離で行う合唱や管楽器演奏等の感染リスクの高い活動は行わないこと。

なお、練習の際は、これまでの通知に基づき、健康観察や基本的感染防止対策等の徹底に十分留意すること。